

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 24 日

都道府県・政令指定都市交通安全対策担当  
全国交通安全運動主催団体、協賛団体  
全国知事会、全国市長会、全国町村会 御中  
特別区長会、東京地下鉄株式会社  
都道府県・政令指定都市交通対策協議会等

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当) 付  
交通安全対策担当参事官

令和 2 年春の全国交通安全運動における新型コロナウイルス感染症への適切な対応について

令和 2 年春の全国交通安全運動につきましては、本年 4 月 6 日から 15 日までの 10 日間にわたって実施する予定です。

一方、本年 3 月 20 日に行われた「第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から以下の発言がありました。

- 国民の皆様におかれましては、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという 3 つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を、引き続きお願いいたします。
- 全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例も参考にしてください。

令和 2 年春の全国交通安全運動の実施に当たっては、別添【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】を参照の上、国民の命と健康を守ることを第一に、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進していただくなど、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らした運動を展開し、交通安全意識の更なる向上に努めてください。

なお、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を収集するとともに、これらの情報に基づいた適切な対応をお願いします。

(※) 新型コロナウイルス関連情報

- 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【本件担当】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（交通安全対策担当）付  
交通安全啓発担当 茅根、石黒  
〒100-8914 東京都千代田永田町1-6-1  
TEL： 03-6257-1449（直通）  
FAX： 03-3581-0902  
Email: g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp

別添 **【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】**

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
  - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
  - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
  - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
  - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
  - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
  - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
  - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
  - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
  - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
  - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
  - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
  - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
  - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
  - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
  - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。